

■ 多摩川河川環境管理計画【改訂】 2.多摩川河川環境管理計画

-1 基本方針

多摩川河川環境管理計画は、以下の項目を基本方針として、流域全体を視野に入れて、安全で快適な秩序ある多彩な活動の場となるよう、また豊かな自然の恵みを楽しむ場となるよう策定する。

(1) 多摩川と市民との触れ合いの場を提供する

都市域の住民にとって失われつつある、潤いのある生活と情緒豊かな人間性の形成に資するとともに、併せて多摩川を通じて市民に河川愛護の念を抱かせるために、多摩川の川辺に、市民と多摩川あるいは市民と市民とが直接に触れ合うことができるような空間をつくり出し、それを広く一般市民に提供する。

(2) 多摩川らしさを維持していく

多摩川の河川敷は、公共性、公開性、広域性をもつ健全な野外レクリエーション空間として重要な役割を担うことが期待されている一方で、都市域で失われつつある身近な自然の場としての要請も高まってきている。しかしながら多摩川にはおのずと容量的限界があるので、これらの調整が必要となるが、この調整に当たっては現在の多摩川ばかりでなく、その歴史、周辺地域、景観等をも含めた多摩川の個性、多摩川らしさを損なわない範囲であるということが、後世に多摩川を残していくうえで重要である。

(3) 多摩川らしさを活用する

具体的な空間計画に当たっては、多摩川の治水上の安全性の確保を前提にしなければならないことはもちろんであるが、多摩川の個性、多摩川らしさをただ単に維持するだけにとどめず、より積極的に活用していくことを考える必要がある。

-2 管理計画

(1)空間管理計画

多摩川の持つ個性を生かすことを基調として、地域社会からの各種要請を配慮して、利用と保全の調和がとれた、より望ましい多摩川を創出するために、多摩川本川の河口から万年橋までの区間および浅川の本川合流から南浅川合流点の区間について、空間管理計画を図-1、2に示すとおり策定した。

【ゾーンタイプ】

多摩川本川の河口から万年橋までの区間および浅川の本川合流点から湯殿川合流点までの区間について、利用または保全の方針を示す5つのタイプのゾーンを設定する。

1 人工整備ゾーン(Aタイプ)

運動施設、遊戯施設、休憩施設、修景施設、便益施設等の人工的施設を積極的に整備するゾーンである。

2. 施設利用ゾーン(Bタイプ)

人工的な施設が中心となるが、とくに堤外地の自然環境が優れている部分については、自然的レクリエーション施設、文教施設を配慮する。

3. 整備自然ゾーン(Cタイプ)

人工的利用と自然的利用が相半ばしているゾーンであり、散策路、休憩施設等を配慮する。

4. 自然利用ゾーン(Dタイプ)

野草園、自然観察園、自然探勝路等の自然的な施設を中心に整備する。しかも若干の人工的施設を配慮する

5. 自然保全ゾーン(Eタイプ)

自然生態系の保全を目的としたゾーンであり、積極的な人工的利用を図るための施設は原則として持ち込まないものとする。

各ゾーンタイプは、自然系空間と人工系空間の面積比率に応じて決定されている。(表-1)

表-1 各ゾーンの自然系空間と人工系空間の面積比率の大枠(単位:%)

	自然系空間の面積比率	人工系空間の面積比率	計
人工整備ゾーン	0~20	100~80	100
施設利用ゾーン	20~40	80~60	100
整備・自然ゾーン	40~60	60~40	100
自然利用ゾーン	60~80	40~20	100
自然保全ゾーン	80~100	20~0	100

*人工系空間面積とは、機能空間区分の内 2.地先施設レクリエーション空間、3.広域施設レクリエーション空間、4.運動・健康管理空間の面積を加えたもの

*自然系空間面積とは、機能空間区分の内 5.自然レクリエーション空間、6.教空間、7.情操空間、8.生態系保持空間の面積を加えたもの

【機能空間区分】

5つのタイプのゾーンに応じ、具体的な利用または保全の内容を示す8つの機能空間を設定する。

1. 避難空間

沿川住民が災害時に避難するための安全な広場を確保しようとする要請にこたえる機能空間。(2.3.4.及び必要に応じ、他の機能空間と重複する場合がある。)

2. 地先施設レクリエーション空間

沿川住民のための人工的な施設利用の余暇レクリエーション空間を意味し、例えば児童公園、近隣公園等に対する要請にこたえる機能空間。(芝生、ベンチ、花壇などを主体とする。)

3. 広域施設レクリエーション空間

総合公園、広域公園的な利用を望む広域住民からの要請にこたえる機能空間。(自由広場、ねころび広場、催しもの広場、ポート場、交通公園などを主体とする。)

4. 運動・健康管理空間

運動公園、健康管理施設的な利用を望む広域及び沿川住民からの要請にこたえる空間。(運動広場、野球場、サッカー場、陸上競技場、テニスコート、ゴルフ場、ゴルフ練習場、サイクリングコースなどを主体とする。)

5. 自然レクリエーション空間

多摩川の自然との触れ合いを対象としたレクリエーション利用を望む広域及び、沿川住民からの要請にこたえる機能空間。(野草広場、ピクニック広場、オリエンテーリング、水遊び、ハイキングなどを主体とする。)

6. 文教空間

多摩川の自然との触れ合いを対象とした文教空間に対する広域及び沿川住民からの要請にこたえる機能空間。(自然観察広場、野鳥園、昆虫採集、野草園などを主体とする。)

7. 情操空間

身近な自然を保全若しくは保護することで、住民の情操観念の育成に資する機能を有し沿川地域からの要請にこたえる空間。(人為的な改変などを行わず、自然のままの状態であるところ。)

8. 生態系保持空間

人類的見地から、学識経験者等によって価値づけられる、広域的にみた貴重な生態系を保持しようとする空間。このために、河川法に基づく「動植物の生息地又は生育地として特に保全する必要があると認めて河川管理者が指定した河川区域内の土地の区域」に指定もしくは準じて、本来の生態系の回復に努める。

機能空間区分は、河岸維持管理法線の堤防側の河川敷に設定する。ただし、7.情操空間、8.生態系保持空間については、河岸維持管理法線に関係なく自然状況を勘案して水際付近まで機能空間区分の設定を行う。定常的に土砂が堆積し治水上問題がある箇所については、機能空間区分の設定は行わない。

河岸維持管理法線の滞筋側については、洪水により地形が変化しやすいこと、および洪水等防止軽減策に資する河川工事の必要性から、7.情操空間と8.生態系保持空間以外の機能空間区分の設定は行わず、また、堤防の維持管理上必要な堤防の法尻部も設定は行わない。

河川敷の利用に際しては、原則として、堤防の法尻部および河岸部分のおおむね10m程度と、河岸維持管理法線の滞筋側はグラウンド等の占用許可は行わない。ただし、滞筋側に相当な河川敷が既に存在し、当面、治水対策が必要とされない区間において、計画対象期間内に河川敷利用が可能とされる既占用地については、引き続き流水の支障とならない形態で占用を許可する。また、多摩川とのふれあいを増進する水際活動に伴う施設については、調整の上、占用を許可する。

浅川の特殊防護区間（湯殿川合流点より上流区間）については、滞筋が安定しない河道特性のため、機能空間区分の設定を行わない。ただし、河川敷利用が可能とされる既占用地については、引き続き流水の支障とならない形態で占用を許可する。また、浅川とのふれあいを増進する水際活動に伴う施設については調整の上、占用を許可する。

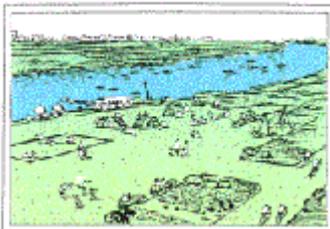
表-1 機能空間の自然系空間および人工系空間の面積比

	自然系空間面積	人工系空間面積	合計
多摩川(本川)	760(ha) [60(%)]	470(ha) [40(%)]	1,230(ha) [100(%)]

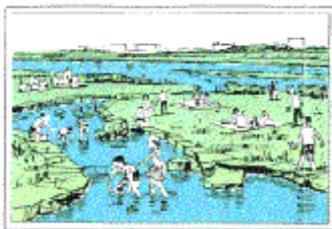
*数字については、概数である。

*自然系空間面積とは、機能空間区分の内 5.自然レクリエーション空間、6.文教空間、7.情操空間、8.生態系保持空間の面積を加えたもの

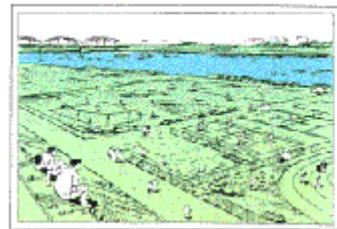
*人工系空間面積とは、機能空間区分の内 2.地先施設レクリエーション空間、3.広域施設レクリエーション空間、4.運動・健康管理空間の面積を加えたもの



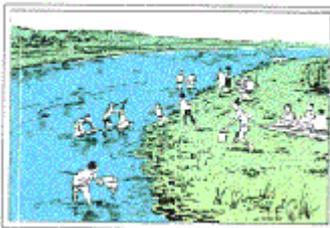
1.避難空間



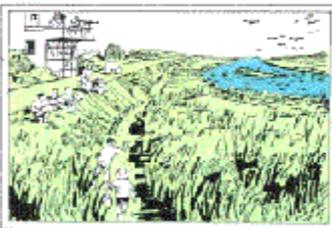
2.治先施設レクリエーション空間



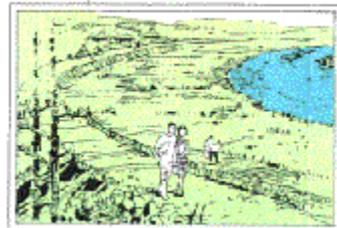
3.広域施設レクリエーション空間



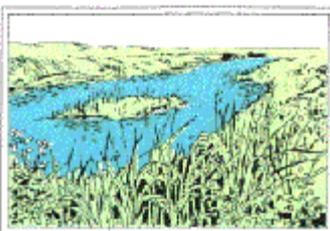
4.運動健康管理施設



5.自然レクリエーション空間

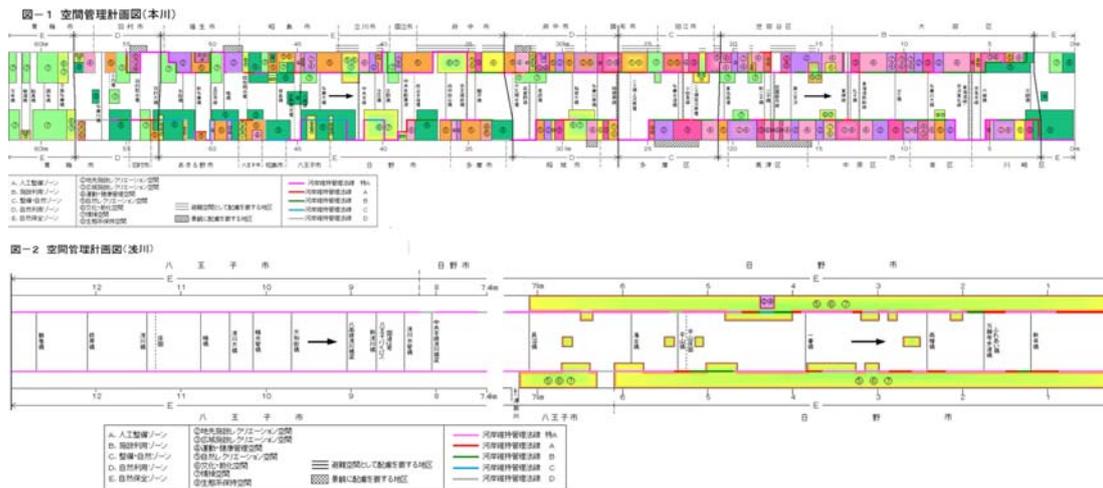


6.文教空間



7.情操空間

(2) 水面管理計画



多摩川の水面利用の実態は、船舶航行（物流、レジャー、漁業など）、水上レクリエーション（水上バイク、カヌー、競漕用ボート、手こぎボートなど）、水際での親水活動（釣り、水遊び、自然観察など）など多岐に渡っている。今後、これらの利用要請は一層高まるものと考えられる。

また、水際には、ヨシ原などの貴重な植生群落や干潟・洲などが見られ、鳥類の貴重な生息域ともなっていることから、自然環境の保全も望まれている。

このような多摩川の水面利用の現状を踏まえ、調和がとれた秩序ある望ましい水面利用のあり方を示す計画として、平成4年6月に「多摩川水系水面利用計画」が策定された。

この「多摩川水系水面利用計画」を基本に、水面管理計画とする。

水面利用が特に盛んであり動力船の航行もある河口から調布取水堰（13.2km）までの区間について、水面管理計画を図-3に示すとおり策定した。

水面管理計画においては、空間管理計画における機能空間区分を考慮して、水面と水際に分けて具体的な利用または保全する内容を示す空間を設定する。

【水面の空間】

多摩川本川の河口から万年橋までの区間および浅川の本川合流点から

湯殿川合流点までの区間について、利用または保全の方針を示す5つのタイプのゾーンを設定する。

1. 船舶航行空間

原則として30～70mの幅をもって連続的に設定する空間であって、上・下流方向の移動を目的とする。動力船（機関を使用する船舶）が安全に航行することが可能な空間として河道形状を見て濤筋に沿った水面に設定する空間。また、災害時には災害復旧等に用いる船舶の航路となる。

2. 多目的利用空間

原則として、非動力船を主体とする空間であるが、船舶の現況利用等に考慮して、他船との安全性の確保、水際利用者への配慮、自然環境への配慮等の条件つきで動力船の航行が可能な濤筋に沿った水面と「船舶航行空間」と【水際の空間】の間の水面で、「緩衝空間」に設定されている区域以外の水面に設定する空間。また、災害時には災害復旧等に用いる船舶の航路となる。

なお、現況の河道状況から、水上バイク等の利用に当たっては、当空間で必要に応じて利用域を定める。

3. 手こぎボート空間

手こぎ用ボート等の活動が盛んであって、原則として非動力船（機関を有しない船舶）が安全に航行することが可能な空間であるが、船舶の現況利用や将来的な船舶の航行を考慮して、水上バス等の公共性の高い船舶の航行が可能な空間である。「多目的利用空間」と【水際の空間】の間の水面に設定する空間。

4. 緩衝空間

多摩川の水辺に分布する干潟や植生等の良好な自然環境を有効に保全するため、また、主として漁業操業が盛んな区域や船舶の発着が多く見

られる区域での安全性確保のため、空間管理計画における生態系保持空間の前面と、原則として船舶等の進入を控える空間として【水際の空間】と「船舶航行空間」の間の水面に設定する空間。

【水際の空間】

1. 水際活動空間

原則として河岸の水際部を中心に低水護岸天端と干潮時水際線から河道中央側へ 30m 程度の間の範囲で、空間配置の設定において河川敷の利用が地先施設レクリエーション空間、広域施設レクリエーション空間、運動・健康管理空間に設定されている箇所と接するところに設定し、環境に配慮しつつ、釣り、水遊び、魚採り、散策等の水際を利用した活動が安全に行える空間。

また、ヨシ原等の自然植生及び干潟が分布するような箇所については、自然との調和を図った利用を行う空間とする。

2. 自然利用空間

原則として河岸の水際部を中心に低水護岸天端と干潮時水際線から河道中央側へ 30m 程度の間、あるいは、河岸を中心に干潮時の水深が 1m 程度までの水際部の範囲で、空間配置の設定において河川敷の利用が自然レクリエーション空間、文教空間、情操空間に設定されている箇所と接するところに設定し、環境に配慮しつつ、自然的な環境を活用し、自然観察、釣り、水遊び、魚採り、散策等の水際活動が安全に行える空間。さらに良好な自然環境を呈している地区については、その保全に努める。

3. 自然保全空間

ヨシ原等の自然植生及び干潟が分布する主な区域について、原則として河岸を中心に干潮時の水深が 1m 程度までの水際部の範囲で、空間配置の設定において生態系保持空間に設定されている箇所並びに水際に大規模な干潟等が存在するところに設定する空間であって、良好な自然

的な環境を有効に保全し、動植物の生息環境に資する空間。

なお、バードウォッチングにみられるような自然観察等の水際活動については可能な空間とする。

図-3 水面管理計画図

